平成２３年（フ）第１１７号
長野県大町市常盤797番地
債務者　川上　尊広
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３１号
長野県岡谷市川岸上３丁目５番３号
債務者　中原　豊
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第３２号
長野県岡谷市川岸上３丁目５番３号
債務者　中原　美香
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２０１号
兵庫県姫路市苫編南２丁目178番地９
債務者　内川　静枝
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２１４号
兵庫県姫路市広畑区蒲田２丁目30番地　サンシティ21―105号室
債務者　永柄　忍
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２４８号
兵庫県高砂市金ケ田町８番５号
債務者　後藤　和代
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２５９号
兵庫県加古郡播磨町上野添１丁目９番50号アーバンライフ204号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町今福252番地の15
債務者　川田　良則
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７０９９号
東京都足立区中央本町４丁目22―17―511
債務者　長谷川佳代子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１００号
東京都葛飾区西亀有２丁目28―８―103
債務者　大類正太郎
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１７０号
東京都練馬区旭丘２丁目29―６　グリーンポートＴ．Ａ．Ｃ棟202
債務者　宮崎　敏
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１７９号
東京都杉並区下井草３丁目５―15
債務者　加藤　豪
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１８１号
埼玉県蓮田市大字閏戸3138―２
債務者　有江美代子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２０８号
神奈川県川崎市多摩区布田31―11―102
債務者　佐藤　妙
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２０９号
東京都足立区栗原２丁目23―10　マルコムハイツⅡ101
債務者　保坂　有美
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２２５号
東京都西東京市富士町１丁目15―20―103
債務者　中村　政則
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２２６号
神奈川県横浜市金沢区並木２丁目７―１―205
債務者　斎藤佐衣子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部